

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった公文書を実施機関が作成、管理していない以上、実施機関が行った不存在を理由とする非公開（不存在）決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成13年4月27日付けで名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号。以下「条例」という。）に基づき行った、別紙1の公文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求に対し、名張市長（以下「実施機関」）が平成13年5月11日付けで行った非公開（不存在）決定の取消しを求めるといふものである。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次に掲げる理由から実施機関の決定は条例の解釈運用を誤っているといふものである。

今回の公文書公開請求は、秘書室の作成した食糧費等補助簿が、名張市の内規に違反して不備なものであったために必要となったものである。この内規（平成9年3月10日付け、助役発令）の2頁食糧費等補助簿の記載の手引きを見ると、会議等の名称、目的欄には、「会議の名称目的は、可能な限り具体的に記載する。事業推進賄などとしなす。」と明記され、参加者の内訳欄には、「参加者の氏名、人員を記載する。特に事業推進上相手方参加者の氏名を明らかにすることが困難な場合は関係団体名、関係地区名等と参加人員にとどめてもよい。」となっている。

ところが、市長・助役に最も近い秘書室において、この内規を蔑ろにし、会議等の名称、目的欄には、「事業推進賄などとしなす。」と態々謳った禁止事例をあたえてそのまま用い、ほとんどが「市行政事務事業推進打合せ」と記し、参加者の内訳欄には、氏名を敢えて隠して「市議 名」とのみ記しているのである。この内規は、情報公開制度を実施するにあたって、その第1条、目的に記した名張市の説明責任を果たすべく、助役より発令されたものであったと思われる。これを秘書室以外のすべての部署では遵守しているのであり、秘書室ひとりがこれを無視して市民の知りたい情報を隠すことが許されるはずはないであろう。

食糧費等補助簿において当然記すべき情報が記載されていないために、その内容の補足を報告文書、メモ等に求めたのが今回の情報公開請求であった。市民の血税を源とする市費より費用が支払われた会合について、報告文書、メモ等、その会合の必要性や効果を証する文書記録が一切存在しないなどといふことは信じがたい事であり、もしそれが事実であるとしたら、情報公開制度の果たす説明責任に対し、著しい認識不足があり、それ以上に血税を預かる名張市長の市政に対する姿勢が問われる問題だと言わざるを得ないのである。

秘書管理費食糧費にあらわれた飲食を伴う会合の多くには市長又は助役が参加しているものであり、それなりの重要性が認められる会合・懇談であったと推測される。

また市側が1人も参加していない会合であっても、秘書室がその管理費から支払いをしている以上は、市長・助役・秘書室長から、具体的なテーマを擁して会合を招集した事実があったはずであり、テーマ不明のまま、参加者も確かに特定せず公費による会合がもたれたなどということは、あるはずがない。それとも名張市では、市議が数名で勝手に飲食をしてその請求書を秘書室に回すような事が許されているのであろうか。それならば話は別であるが、夫れ夫れの会合には夫れ夫れのテーマがあり、それへの参加者の招集に当たった職員がメモも取らなかったとは考え難いのである。その一つ一つの当然あるべき報告書やメモが、もし責任者の怠慢あるいは判断の誤りによって散逸したり、廃棄された事実があるのであれば、今この機会に市長・助役の責任において改めて担当者に調査せしめ、食糧費等補助簿を内規に照らして不備のない正しい姿に、内容を訂正させるか、又は差し替えさせるべきである。

過去のことであるとは言え、「作成しなかった」「既に忘れた」という言い訳では当然存在するはずの情報を市民の知る権利から遠ざけることは、本市の条例の目的からして許されないことは自明である。会合の具体的目的は、その他諸々の記録から推して判るであろうし、参加議員の名前は、外部の1回限りの来客ではないここ名張市の市議20人の内に探し得る名前である。最高責任者である市長の姿勢次第で担当者が認識を改め、正しい食糧費等補助簿に訂正することの必要性を感じたならば、一つ一つの会合のテーマも、その参加議員の名前も調査によって明らかにすることは可能であると思われる。市長の責任においてそれが出来ないとしたら、名張市の情報公開制度は、魂のない仏に過ぎないことになり、またそれ以上に、この事例が名張市の公金支出の姿勢に対して、市民をして新たな疑問を抱かせる原因となることが危惧されるのである。

条例第1条に記された目的に沿って、市民の知る権利が保障され、行政の説明責任が十分に果たされるように、既に公開された食糧費等補助簿のうち、内規に照らして不備なもの、秘書室作成の平成11年度秘書管理費食糧費の別紙1の16件の食糧費等補助簿について、内規の記載手引きに照らして漏れ落ちのないよう補足記入するかまたは差し替えるよう求める。現行の食糧費等補助簿の会議等の名称、目的欄に、内規の記載手引きで「事業推進贈などとしなす。」と態々謳っている禁止事例をあえてそのまま用い、ほとんどが「市行政事務事業推進打合せ」と記載しているのを改め、補足するかあるいは差し替えて具体的な内容を記し、参加者の内訳欄には、氏名を敢えて隠して「市議 名」とのみ記している現行のものを改め、補足するかあるいは差し替えにより具体的な市議名を明確に記入した文書に直すよう求める。市長の指導監督により行政が説明責任を果たしうるような正確な情報が記載され、公開に備えて保存されるよう請求するものである。

4 実施機関の非公開（不存在）理由説明要旨

会議は、政策決定する準備段階で議員と打ち合わせをするものである。市長、助役

の裁量権によるものであり、記録等はとっていない。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じるおそれがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本件対象公文書の不存在について

審査会における口頭意見陳述において、実施機関は、「会議は、政策決定する準備段階で議員と打合せをするものである。市長、助役の裁量権によるものであり、記録等はとっていない。」旨主張している。

実施機関が、記録等をとらないにしても、会議の出席者、目的、議題等を異議申立人に口頭でも伝たえようとしていないことは如何にも不自然であるが、当審査会には、実施機関からの聴き取り調査以外に公文書の存否を確認する手段はないため、実施機関が公文書の存在を認めない以上、異議申立人の請求を認めることはできない。

(3) 結論

よって、冒頭の「1 審査会の結論」のように判断する。

6 提言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、会議の目的、議題、内容については、一般的に市民であれば知りたいと思うのは当然である。また、食糧費が市民等の納めた税金から支出されていること、条例第1条の説明責任を果たすために食糧費等補助簿の記載の手引きが作成されたこと等を考慮すると、実施機関において、会議の目的等を説明あるいは情報提供していくことが望ましい。本件事案に則していうと、少なくとも食糧費等補助簿の記載については、その記載の手引きに従って運用し、参加者の氏名、会議の目的等を具体的に記載すべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

異議申立人が請求した公文書の内容

平成 11 年度秘書管理費食糧費支出のうち、下記 16 件について、食糧費等補助簿では不明確であった会合の具体的な内容と参加した市議の名前がわかる報告文書、メモ等

平成 11 年	5 月 30 日	政策調整会議
平成 11 年	6 月 1 日	新人議員懇談会
平成 11 年	7 月 22 日	政策調整会議
平成 11 年	8 月 25 日	市行政事務事業推進打合せ
平成 11 年	9 月 22 日	市行政事務事業推進打合せ
平成 11 年	9 月 30 日	市行政事務事業推進打合せ
平成 11 年 1	1 月 17 日	市行政事務事業推進打合せ
平成 12 年	1 月 21 日	市行政事務事業推進打合せ
平成 12 年	2 月 2 日	市行政事務事業推進打合せ
平成 12 年	2 月 10 日	市行政事務事業推進打合せ
平成 12 年	2 月 14 日	市行政事務事業推進打合せ
平成 12 年	2 月 18 日	市行政事務事業推進打合せ
平成 12 年	2 月 21 日	産業振興事務事業打合せ
平成 12 年	2 月 22 日	市行政事務事業推進打合せ
平成 12 年	3 月 9 日	市行政事務事業推進打合せ
平成 12 年	3 月 30 日	市行政事務事業推進打合せ

別紙2

審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
13.5.30	・実施機関から諮問書受理
13.5.30	・実施機関に対して非公開(不存在)理由説明書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
13.6.15	・実施機関から非公開(不存在)理由説明書及び口頭意見陳述出席者名簿受理
13.6.18	・異議申立人に対して非公開(不存在)理由説明書(写)の送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
13.6.22	・異議申立人からの意見書及び口頭意見陳述出席者名簿受理
13.6.27	・実施機関に対して異議申立人の意見書(写)を送付
13.7.10	・書面審理 ・実施機関の非公開(不存在)理由説明の聴取 ・異議申立人の口頭意見陳述の聴取 ・審議 (第12回審査会)
13.8.7	・審議 ・答申 (第13回審査会)